

【資料編 4】用語集

子ども、児童、若者

「子ども」の範囲を表す類似の言葉に、「乳幼児」、「児童」、「若者」などがあります。これらの言葉が指す範囲は法律等によって異なりますが、本文中では以下のような範囲を指す言葉として扱います。なお、後期計画では、「子ども」を概ね 0 歳から概ね 18 歳までを指す言葉として使っています。

図表 21 子どもに関する言葉の範囲

言葉	範囲	参考
乳児	満 1 歳に満たない者	児童福祉法
幼児	満 1 歳から小学校就学始期に達するまでのもの	
少年	小学校就学から満 18 歳までの者	
児童	0 歳以上 18 歳未満の者 (乳児、幼児、少年を合わせたもの)	
若者	思春期（中学生から概ね 18 歳まで）と 青年期（18 歳から概ね 30 歳まで）を合わせたもの	青少年育成施策大綱

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

子どもの基本的な人権を国際的に保障するために定められた条約で、1989 年の第 44 回国連総会において採択され、1990 年に発効しました。日本は 1994 年に批准しています。

18 歳未満を「児童（子ども）」と定義し、「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」の 4 つを柱に、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

教育基本法

日本国憲法に掲げる理想の実現に向けた教育の基本の確立と振興を目的として、昭和 22 年に制定された法律です。制定以来、教育をめぐる科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など、状況が大きく変化したことを受け、平成 18 年 12 月 15 日に新しい教育基本法が成立、12 月 22 日に公布・施行されました。

新しい教育基本法では、改正前の教育基本法に引き続き「個人の尊厳」を重んずることを宣言すると共に、新たに「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」や「伝統の継承」を掲げ、その振興に向けた各層における取り組みを定めています。

これらの教育基本法に掲げた理念の実現に向けて、今後 10 年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにし、政府として今後 5 年間（平成 20～24 年度）に取り組むべき施策を総合的・計画的に推進するため、「教育振興基本計画」が策定・実施されています。

次世代育成支援対策推進法

平成 15 年 7 月に、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるために「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法は、国、地方公共団体、事業主および国民の責務を明らかにし、地方公共団体に対しては市町村行動計画および都道府県行動計画を、301 人以上（平成 23 年 4 月以降は 101 人以上）の従業員がいる企業に対しては、「一般事業主行動計画」の策定を義務付けるものです。前期計画の計画期間は、平成 17 年～21 年の 5 年間でした。

「後期計画」は、前期計画の成果をもとに、さらにこの 5 年間の環境の変化等も踏まえながら、平成 22 年～26 年の期間に品川区が取り組む次世代育成支援対策を定めるものです。

次世代育成支援対策推進協議会

各地方公共団体における、「次世代育成支援対策推進行動計画」の策定と推進のために設置するものです。品川区では「品川区次世代育成支援対策推進協議会」を平成 16 年に設置し、前期計画の策定と推進を担ってきました。

平成 21 年度は、学識経験者、児童委員、事業主関係者、公募区民等、15 名の委員で構成され、後期計画の策定に向けた議論を積み重ねています。

要保護児童、要支援児童

どちらも「児童福祉法」で定められている言葉で、要保護児童は、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」を指し、要支援児童は、要保護児童以外の「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」を指します。

具体的には、要保護児童としては社会的養護が必要な子どもや虐待を受けた子ども等、要支援児童としては障害を持った子どもなどを指して用いられることが多くあります。

発達障害者支援

「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」を指します。

また「発達支援」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける人に対し、心理機能の適正な発達を支援し、円滑な社会生活を促進するため、医療的、福祉的および教育的援助を行うことをいいます。

平成 17 年 4 月に施行された「発達障害者支援法」により、発達障害を持った人への支援の法的な環境が整い、就学前、就学後、若者など、それぞれの年齢における発達障害の早期発見と早期支援を含む支援体制の整備と充実が進められています。

ワーク・ライフ・バランス

仕事（ワーク）と生活（ライフ）の調和（バランス）を指す言葉で、仕事だけでなく家庭や地域などでの生活も重視しながら、豊かな暮らしを実現していこうとする考え方です。

具体的には、企業・事業所における、長時間労働への対策、休暇の取得促進、出産・育児に関わる休暇や短時間勤務などの制度の整備・活用といった取り組みが行われています。

取り組みの性質から、企業・事業所の理解と協力が不可欠ですが、同時に働く人一人ひとりの働き方の見直しや改善といった取り組みも進めていく必要があります。

地域子育て支援センター

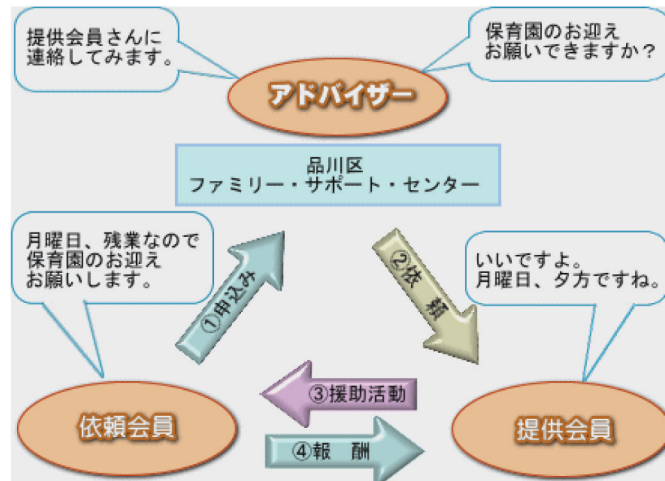
「地域子育て支援センター」とは、地域全体で子育てを支援する基盤づくりを目的に、育児不安についての指導や子育てサークル等への支援などを通して、子育て家庭への育児支援を行う拠点を整備する、厚生労働省の事業です。品川区では、ぷりすく一西五反田内に設置されています。

ファミリー・サポート・センター

「ファミリー・サポート・センター」は、子育ての手助けがほしい人（依頼会員）と、子育ての手助けをしたい人（提供会員）が会員になり、地域の中で子育てする会員組織の相互援助活動であり、厚生労働省の事業です。

品川区では、家庭あんしんセンター内および品川区社会福祉協議会内の2ヶ所に設置しています。

図表 22 ファミリー・サポート・センターのしくみ



子ども家庭支援センター（子育て支援センター）

「子ども家庭支援センター」は、児童福祉法の児童家庭支援センターの機能である子どもや家庭に関する総合相談、ショートステイや一時保育など在宅サービス事業の提供や、地域子育てを支援するために交流の場や機会を提供する拠点で、各自治体が実施主体の事業です。品川区では、子育て支援センターという名称で家庭あんしんセンター内に設置されており、児童虐待等に対応するための見守りサポートや養育支援訪問事業等も実施しています。

こども家庭あんしんねっと協議会

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るために、平成17年4月施行の児童福祉法改正により、各自治体における「要保護児童対策地域協議会」の設置が法定化されました。これを受け、品川区では平成18年7月に「こども家庭あんしんねっと協議会」を設置し、地域ぐるみで要保護児童等に関する相談対応や療育体制の調整などを行っています。

幼児教育

「幼児教育」とは幼児に対する教育を意味し、家庭、地域、保育園・幼稚園等の施設など、幼児が生活するすべての場において行われる教育を指します。なお、ここでの「幼児」は「小学校就学前の者」すべてを指し、幼児教育という言葉を使う際は0～5歳の就学前の子どもに対するすべての教育を含みます⁵。

認定こども園

「認定こども園」とは、小学校就学前の子どもに対する保育および教育、さらに家庭に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設を指します。基本的に、保育園は「保育を行う施設」、幼稚園は「教育を行う施設」、子育て支援センター等は「家庭に対する子育て支援を行う施設」とそれぞれ機能が分かれています。認定こども園はそれらを合わせた機能の提供を目指しているものです。都道府県知事が条例に基づき認定し、設置されます。

放課後子どもプラン

「放課後子どもプラン」は、地域の中で放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育つことができる環境づくりを目指して、平成19年からはじめられた文部科学省と厚生労働省の連携による事業です。

具体的には、放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保したり、小学校の余裕教室などの活用により地域の人びとの参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを実施したりします。

品川区では、国の事業に先駆けて「すまいるスクール」として子どもたちの放課後の学び育ちの環境整備が進んでおり、今後より一層の拡充が期待されています。

地域スポーツクラブ

「地域スポーツクラブ」とは、生涯スポーツ社会の実現に向けて、地域の子どもから高齢者まで誰もが様々なスポーツに親しみ、健康づくり・体力づくり・生きがいづくりに資する地域の自主的な団体です。

地域にある身近な既存の施設を有効に活用しながら、地域のあらゆる年齢の人びとが気軽に参加できるようなスポーツプログラムを実施しています。

5 文部科学省「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について（答申）」（平成17年1月）